

構造改革特区・地域再生の提案募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局

1. 趣旨

当事務局では、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づく新たな規制の特例措置及び地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく地域再生の推進に資する新たな税制・財政・金融上の支援措置等の提案を募集いたします。

2. 提案の主体

提案は、地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも提出いただけます。

なお、提案の主体名は、非公表とすることもできます。

3. 募集期間

平成26年3月14日(金)から4月14日(月)まで

〔 受付時間:平日(土・祝日を除く)の10時~12時及び13時~17時
(電子メール、郵送等による配達、持参の提出方法を問わず共通。) 〕

4. 募集する提案の概要

(1) 構造改革特区制度関係

構造改革特区制度とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域(特区)を設けて、規制改革や地域活性化を推進するものです。今回は、具体的な規制の特例措置の提案を募集いたします。

【留意事項】

イ 構造改革特区制度の詳細は、当事務局のホームページをご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>

ロ 別紙1に掲げる既に認められている規制の特例措置を、より一層活用できるようにするための、当該規制の特例措置の要件や手続の緩和(変更)を求める提案(拡充提案)、又は、当該規制の特例措置と関連する別の規制の特例措置を求める提案(関連提案)を受け付けます。提案書の記入に当たっては、所定の欄に拡充提案又は関連提案である旨を明記してください(別紙1に掲げる以外の既に認められている規制の特例措置についても提案を受け付けます。その場合の提案書の記入に当たっては、

拡充提案又は関連提案である旨を明記する必要はありません。)

- ハ 平成26年度において特定地域再生事業費補助金等の支援措置を活用する地域再生計画の申請を予定されている地方公共団体から、当該計画に関連する規制の特例措置の提案をいただく場合は、別紙2の補足説明を併せてご覧ください。

(2) 地域再生制度関係

地域再生制度とは、地方公共団体が作成した地域再生計画を内閣総理大臣が認定し、地方公共団体等が行う自主的・自立的な地域再生の取組に対して支援を行うことにより、制度改革や地域の活性化を推進するものです。本提案募集では、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を募集いたします。

地域再生制度の詳細は、当事務局のホームページをご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>

※ 提案の例

- 事業の実施に当たり、関連する複数の支援措置を組み合わせて活用する場合に、適用要件を緩和し、又は事務手続を簡素化する提案
- 既存の補助事業を統合するなどにより、地域の自主性・裁量性を高め、弾力的な予算執行を可能とする提案
- 地域再生計画と連動する施策(地域再生計画に当該施策を活用する事業を記載し、認定を受けることにより、利用が可能となる施策又は施策を所管する府省庁において配慮がなされる施策をいいます。該当する施策の一覧については、当事務局のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/kekka/130618/list.pdf>)をご参照ください。)の拡充・改善に関する提案

【留意事項】

個々の予算措置等の拡充(特定の国庫補助金に係る採択基準の緩和や対象の拡大等)のみを求める提案、特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案は、本提案募集の対象とはなりません。

5. 提案書の記入方法

提案書の様式は、別添様式のとおりです。

具体的な記入方法については、構造改革特区制度に関する提案にあつては別添記入例1を、地域再生制度に関する提案にあつては別添記入例2をご参照ください。

6. 提案書記入に当たっての留意事項

- (1) 構造改革特区制度に関する提案書の記入に当たっての留意事項は次のとおりです。

- ① 提案のニーズ、内容・背景、効果等をできる限り具体的に記入すると、実現の可能性を高める上で効果的です。例えば、
- イ. 規制改革により、どのような事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述する。
 - ロ. どのような規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけではなく、どのような規制に変えればよいのかを記述する。
 - ハ. 規制改革の実現により期待される効果を記述する。
- ② 規制の特例を設けること又は規制を緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)も併せて提案いただくことが効果的です。
- ③ 過去に提案されたものと同様の提案を再度行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまで関係府省庁から示された回答や関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案をお寄せください。
- イ. 再提案の際には、関係府省庁からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにすると、より効果的です。
 - ロ. 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討ください。
- 過去の募集における関係府省庁の回答等は、当事務局のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>)でご覧になることができます。
- また、類似する過去の提案についての関係府省庁とのやりとりについてご覧になりたい場合には、**8. 提出先・問い合わせ先** にご相談ください。
- ④ 関係府省庁への苦情や単に税財源措置の優遇を求めるものは、募集の対象となりません。
- ⑤ 規制の所在が明確ではない場合には、提案の実現の可能性を高めるためにも、お気軽に **8. 提出先・問い合わせ先** にご相談ください。
- (2) 地域再生制度に関する提案書の記入に当たっての留意事項は次のとおりです。
- 支援措置の改善に係る提案をする場合は、改善を必要とするテーマが明確になるように記載し、対象となる支援措置の名称について明記してください。

7. 提案書の提出方法

提案書の提出は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子メールの場合

提案書及び参考資料の全てのファイルを添付して【toc@cas.go.jp】まで送信してください。
また、当方より到着した旨のご連絡はしておりませんので、送信後に念のため、地域活

性化統合事務局(TEL 03-5510-2468)に確認のご連絡をいただければ幸いです。

【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「提案書送付 提案主体名」としてください。
(例:提案書送付 ○○町)
「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記入、提案主体が個人の場合は「個人」と記入してください。
- ロ. 提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。
(例:○○町 △△△基準の緩和、又は、□□特区)
「提案主体名」は、イと同様に記入してください。また、「提案名」は、提案様式の「要望事項(事項名)」を記入してください。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案書と併せて送信してください。

(2) 郵送等による配達又は持参の場合

「①提案書2部」及び「②電子媒体一式」を提出してください。なお、郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「提案書在中」と朱書きしてください。

① 提案書 2部

【留意事項】

- イ. 原稿サイズは、基本的に A4 サイズとしてください。
- ロ. 全ての書類は、提案書、参考資料の順番に、ダブルクリップで綴じてください。
(ホチキスや外れやすいクリップは避けてください。)

② 提案書<電子データ>を保存した電子媒体(CD)一式

【留意事項】

- イ. 電子媒体には、「提案主体名 提案名」とラベルを付してください。
(例:○○町 △△△基準の緩和、又は、□□特区)
なお、「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記入、提案主体が個人の場合は「個人」と記入してください。また、「提案名」には、提案様式の「要望事項(事項名)」を記入してください。
- ロ. 電子媒体に保存する提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。(例:○○町 △△△基準の緩和、又は、□□特区)
「提案主体名」、「提案名」は、イと同様に記入してください。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存してください。

8. 提出先・問い合わせ先

内閣官房 地域活性化統合事務局 構造改革特区・地域再生提案募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

<電話> 03-5510-2468

<メール> toc@cas.go.jp

9. 提案書提出に当たっての留意事項

- (1) 募集期間の期限に遅れて到着した提案書は、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けません。ご注意ください。
- (2) 募集期間の期限までに提案書の不備が修正されなかった場合は、受け付けることができません。あらかじめご了承ください。
なお、募集期間の期限間際の提出は、提案書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めに提出いただきますようお願いいたします。
- (3) 提案内容の詳細等を確認することがありますので、提案書には連絡先等を必ず記載してください。

10. 提案の取扱い

受け付けた提案については、地域活性化統合事務局が関係府省庁と調整を行い、一定の結論を出すこととしています(過去の構造改革特区に係る提案募集で受け付けた提案(今回受け付けた提案を含む。)で「対応不可」とされた提案のうち、経済的社会的に意義がある提案について、関係府省庁との調整の状況等を踏まえつつ、必要に応じて、地方公共団体の長、関係府省庁等からの意見聴取の場を設けるなど、評価・調査委員会で実現に向けた調査審議が行われます。)

なお、規制の特例措置に関するものにあつては、関係府省庁との調整において、関係府省庁からの回答に対する提案主体からの意見を提出していただく機会を設けることとしています。

その際には、関係府省庁からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法等を提示いただくことが効果的です。

また、関係府省庁との調整過程及び結論については、ホームページで公表します。

提案の内容	調整過程及び結論の公開	結論時期(予定)
構造改革特区制度	構造改革特別区域推進本部ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/	平成26年8月頃を目途
地域再生制度	地域再生本部ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ruikisaisei/	平成26年12月下旬を目途 注:ただし、予算編成作業により変更される場合があります。

拡充提案・関連提案募集対象の「規制の特例措置」

特例措置番号	特定事業名
105(106・107)・1222	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業
409	地方公務員に係る臨時的任用事業
413	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
504	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
505	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業
506(513)	外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業
707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
709(710)	特産酒類の製造事業
816	学校設置会社による学校設置事業
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
834(835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
910	病院等開設会社による病院等開設事業
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
938	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
1008	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業
1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業
1012	地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業
1013	農業関連事業普及指導員任用事業
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
1142	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
1218	地域特性に応じた道路標識設置事業
1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
1224	45 フィートコンテナの輸送円滑化事業
1226	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業
1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

各特例措置の内容は、構造改革特別区域基本方針別表1を参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hourei/121102/housin_tougou.pdf

特定政策課題の解決に資する規制の特例措置の提案について

1. 趣旨・概要

平成24年度の地域再生法の改正において、地域の少子高齢化対策・低未利用資源の有効活用等の国が定める特定の政策課題に取り組む地方公共団体を重点的かつ総合的に支援する「特定地域再生制度」が創設されました。

特定地域再生事業の推進に当たっては、構造改革特区制度による規制の特例措置を併せて活用すること(両制度の連携)により、一層の事業効果が発現され、さらに先駆的な取組が他地域へ波及することが期待されます。

このため、平成26年度において特定地域再生事業費補助金等の支援措置を活用する地域再生計画の申請を予定している地方公共団体からの、当該計画に関連する規制の特例措置の提案については、第2項から第4項までのとおり、一部、募集要項本文と異なる取扱いとします。

2. 提案の主体

募集要項本文 2. 提案の主体 にかかわらず、以下のとおりとする。

平成26年度において特定地域再生補助金等の支援措置を活用する地域再生計画の申請を予定している地方公共団体

3. 提案書の記入方法

募集要項本文 5. 提案書の記入方法 によるほか、以下のとおりとする。

次に掲げる2点の資料を参考資料として併せて提出してください。

- ① 提案する「規制の特例措置」が、特定政策課題の解決を図る上で重要な役割を果たすこと(例えば、規制の特例措置を実現することにより特定政策課題の解決に寄与すること等)を説明する書面。(A4:1~2枚)
- ② 提案する「規制の特例措置」について、地方公共団体主催による関係者の協議が行われ、合意が得られたものであることを説明する書面。(A4:1~2枚)

この書面には、協議の主催者、参加した関係者(関係者に漏れがないことの説明を含む。)、協議の経緯、合意の内容、合意日が明記されていること。

4. 提案の取扱い

募集要項本文 **10. 提案の取扱い** の規定によるほか、以下のとおりとする。

- ・ 地域再生計画における特定政策課題の解決を図る上で重要な役割を果たすと見込まれる提案(関係者の合意を得たもの。)にあつては、関係府省庁との調整の状況等を踏まえつつ、地方公共団体(提案主体)と関係府省庁との協議の場を設ける等、重点的な調整を行うことを予定しています。